

監査報告書

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人嬉泉の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

法人本部、子どもの生活研究所めばえ学園、おおらか学園、子どもの生活研究所、すこやか園、児童デイサービスよろこび、宇奈根なごやか園、すこやか広場、袖ヶ浦のびろ学園、袖ヶ浦のびろ学園（措置分）、短期入所事業所（袖ヶ浦のびろ学園）、児童発達支援事業たのしみ、袖ヶ浦ひかりの学園、短期入所事業所（袖ヶ浦ひかりの学園）、グループホーム春のひかり、地域生活支援センターたのしみ、板橋区立赤塚福祉園（生活介護）、東京都発達障害者支援センター、世田谷区発達障害相談・療育センター、世田谷区発達相談室、日中一時支援事業たのしみ、板橋区緊急保護事業（ホーム）、清瀬市子どもの発達支援・交流センター、大田区立こども発達センターわかばの家、板橋区立赤塚福祉園（就労継続支援）

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成27年 5月20日

社会福祉法人 嬉泉

監事

杉 浦 孝 章



監事

大 森 行 雄

